

一般廃棄物処理業許可証

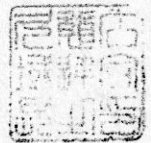
久慈広域連合指令処理業 特家7 第17号

令和7年3月17日

住 所 二戸市福岡字長塚11番地1
氏 名 株式会社 マッハ総合計画
代表取締役 兵沢 登志夫

久慈広域連合

広域連合長 遠 藤 譲 一



令和7年2月25日付けで申請のあった一般廃棄物処理業を次のとおり許可する。

- 1 事務所及び事業場の所在地 二戸市福岡字長塚11番地1
- 2 取り扱う廃棄物の種類 特定家庭用機器再商品化法第2条第4項
- 3 収集運搬業又は処分業の別 収集運搬業
- 4 許可期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 事業区域 二戸市、一戸町、軽米町、九戸村
- 6 許可条件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則並びに久慈広域連合の廃棄物の処理及び清掃に関する規則を遵守し、常に自覚と責任を持って業務にあたり、当連合並びに市町村の計画及び指導に従うこと。
 - (2) 業務時の悪臭防止のため、清掃及び消毒等衛生的な処置をすること。
 - (3) 許可申請書記載の廃棄物に限るものとする。なお、変更の場合は届出を行い広域連合長の承認を受けること。
 - (4) 法又は法令に基づく処分に違反する行為をしたときは、この許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部もしくは一部の停止を命ずることがある。
 - (5) ごみ投入の際は、係員の指示に従うこと。